

重要事項説明書

(看護小規模多機能型居宅介護)

令和 6 年 4 月 1 日執行

看護小規模多機能型居宅介護の提供開始にあたり、平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省令第 34 号第 88 条（準用）第 9 条に基づいて、当事業所が説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者

事業者（法人名）	医療法人一晃会
法人所在地	〒358-0014 埼玉県入間市宮寺 2417 番地
電話番号・FAX	電話 04-2934-5121 FAX 04-2934-3001
代表者氏名	代表者 大瀧 美幸
設立年月日	昭和 56 年 6 月 23 日

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定地域密着型看護小規模多機能型居宅介護事業所 平成 28 年 10 月 1 日指定 事業所番号
事業所の名称	看護小規模多機能型居宅介護 ホスピタリティハウス青い鳥
事業所の所在地	〒358-0015 埼玉県入間市大字二本木字下狭山 88 番地 5
電話番号 FAX 番号	電話 04-2934-3000 FAX 04-2934-7070
事業者責任者	大瀧 美幸
開設年月日	平成 28 年 10 月 1 日

3. 事業の目的と運営方針

事業所の目的	住み慣れた地域でその人らしい生活をするために、介護保険法令に従い利用者が自宅で可能な限り暮らし続けられるような生活の支援を目的として、通いサービス、宿泊サービス、訪問サービスを柔軟に組み合わせて、サービスを提供します。
事業所の 運営方針	・当事業所において提供する看護小規模多機能型居宅介護サービスは、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の主旨及び内容に従い、利用者の意志及び人格を尊重し、看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、通い・訪問・宿泊を組み合わせて、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう目標を設定してサービスを提供することにより、利用者の居宅における機能訓練および日常生活また

	<p>は療養支援の支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
--	--

4. 居室などの概要

当事業者では、以下の居室・設備を用意しています。宿泊サービスの際に利用される居室は個室ですが、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況により、ご希望に添えない場合もあります。

宿 泊 室	個室 9 室
食 堂	ダイニングテーブル 3 セット、床暖房
居 間	ソファ、テレビ、床暖房
ト イ レ	3 カ所 (1 カ所は多目的室)
浴 室	個浴、特殊機械浴槽
厨 房	専用 (システムキッチン、冷蔵庫、食器棚、オーブンレンジ)

*上記は、厚生労働省が定める基準により、看護小規模多機能型居宅介護事業所に必置が義務付けられている施設・設備です。

5. 事業実施地域、営業時間、定員等

通常の事業実施地域	入間市
営 業 日	年中無休 24 時間
営 業 時 間	<p>通いサービス 月～日 9:00 ～ 17:00</p> <p>訪問サービス 随時</p> <p>宿泊サービス 月～日 16:00 ～ 9:00</p> <p>*受付・相談については、通いサービスの営業時間と同様です。</p>
登 録 定 員	29 名 (通いサービス定員 15 名・宿泊サービス定員 9 名)

6. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して看護小規模多機能型居宅介護サービスを提供する職員として、以下の職員を配置しています。

主な職員の配置状況 (職員の配置については、指定基準を遵守しています。)

職種	常 勤	非常勤	指定基準	職務内容
管理者	1 名	名	1 名	事業内容の調整・看護・介護職員の指導
看護職員	3 名	8 名	2.5 名	訪問看護・医療業務
介護支援専門員	1 名		1 名	サービスの調整・相談業務
介護職員	5 名	3 名		日常生活の介護

主な職種の勤務体制

職種	勤務体制
管理者	8：30 ～ 17：00
看護職員	8：30 ～ 17：00
介護支援専門員	8：30 ～ 17：00
介護職員	7：00 ～ 15：30 8：30 ～ 17：00 11：00 ～ 19：30 16：00 ～ 9：00

7. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約に対して以下の2つのサービスを提供します。

①	[利用料金が介護保険から給付される場合] 介護保険の給付対象となるサービス
②	[利用料金が介護保険と医療保険からなるサービス] 介護保険と医療保険の給付対象となるサービス

(1) 介護保険の給付対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の9～7割が介護保険から給付され、利用者の自己負担は費用全体の1～3割の金額になります。各サービスを具体的にそれぞれどのような頻度・内容で行うかについては、ご契約者と協議の上、看護小規模多機能型居宅介護計画に定めます。

《 サービスの概要 》

通いサービス	食 事	食事の提供及び食事の介助をします。 利用者の嗜好に合わせてるように準備致します。
	排 泄	利用者の状況に応じ、適切な介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。
	入 浴	入浴又は清拭を行います。 衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身介助を行います。 入浴サービスの利用は任意です。
	機能訓練	利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するように努めます。
	健康チェック	血圧測定・体温・脈拍等利用者の健康状態の把握に努めます。
	送 迎	ご自宅と事業所の送迎サービスを行います。

訪問サービス	<p>○24時間電話等により常時対応でき、緊急時に訪問看護サービスがはいることができます。</p> <p>○利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話をさせていただきます。</p> <p>○サービス実施のための必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は、無償で使用させていただきます。</p> <p>○在宅で行なえる医療処置。</p>
宿泊サービス	<p>事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や在宅診療、医療処置などを提供いたします。</p>

《 サービス料金 》

- イ. 通い・訪問・宿泊（介護費用分）すべてを含んだ月単位の包括費用額利用料金は1か月の包括費用（月定額）です。

下記の料金表のように、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金の自己負担金をお支払ください。（サービス利用料金の1割若しくは2割、3割）

基本料金	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
料 金	128,577 円	179,896 円	252,888 円	286,822 円	324,444 円
自己負担 1割	12,858 円	17,990 円	25,289 円	28,683 円	32,445 円
2割	25,716 円	35,980 円	50,578 円	57,365 円	64,889 円
3割	38,574 円	53,969 円	75,867 円	86,047 円	97,334 円

- 短期利用の料金

基本料金	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
料 金	5,898 円	6,590 円	7,292 円	7,985 円	8,666 円
自己負担 1割	590 円	659 円	730 円	799 円	866 円
2割	1,180 円	1,318 円	1,459 円	1,597 円	1,734 円
3割	1,770 円	1,977 円	2,188 円	2,396 円	2,600 円

*主治医が、末期の悪性腫瘍その他（厚生労働大臣定める疾病等）により訪問看護を行う必要がある旨の指示があった利用者には、下記の料金を減算します。

医療による訪問看護	要介護1～3	要介護4	要介護5
末期の悪性腫瘍等により医療保険で訪問看護行われる場合 (1月につき)	▲9,250 円	▲18,500 円	▲29,140 円
※別に厚生労働大臣が定める疾病等①により頻回の医療保険の訪問看護が行われる場合 (1日につき)	▲300 円	▲600 円	▲950 円

*別に厚生労働大臣が定める疾病①の内容とは次のとおりです。

多発性硬化症、重症無筋力症、スモン、筋委縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン症、進行性筋ジストロフィー症（生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度の者）、パーキンソン病関連疾患[進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン

ン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ三以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度の者に限る）をいう多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレガー症候群、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸椎損傷及び人工呼吸器を使用している状態

○ ロ. 加算

サービス内容等に応じて加算されます。

初回加算	看護小規模多機能型居宅介護事業所に登録してから起算して30日以内の期間について算定します。30日を超える入院後に利用を再開した場合も同様です。	30 単位/日
退院時共同指導加算	病院等に入院中の者が退院にあたり、看護師等と共同指導を行った後に退院後、初回の訪問間サービスを行った場合	600 単位/回
緊急時対応加算	24 時間電話等により常時対応できる体制であって、かつ緊急時における訪問を必要に応じて訪問看護サービスを行う場合	774 単位/月
特別管理加算（Ⅰ）	別に厚生労働大臣が定める状態②のイに該当する状態にある者に対してサービスを行う場合	500 単位/月
特別管理加算（Ⅱ）	別に厚生労働大臣が定める状態②のロからホに該当する状態にある者に対してサービスを行う場合	250 単位/月
認知症加算（Ⅲ）	認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、看護小規模多機能型居宅介護を行った場合	760 単位/月
認知症加算（Ⅳ）	要介護状態区分が要介護 2 である者であって、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱに該当する者に対して、看護小規模多機能型居宅介護を行った場合	460 単位/月
専門管理加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問看護事業所の緩和ケア、褥瘡ケア若しくは人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師又は特定行為研修を修了した看護師が、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合	250 単位/月

ターミナルケア加算	在宅または看護小規模多機能型居宅介護事業所で死亡された利用者に対して、基準に適合している事業所が、その死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日（別に厚生労働大臣が定める疾病①および急性憎悪等の場合は 1 日）以上ターミナルケアを行った場合	2,500 単位/ 死亡月に 1 回
訪問看護体制強化加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している事業所が、医療ニーズの高い利用者への看護小規模多機能型居宅介護の提供体制を強化した場合	2,500 単位/月
総合マネジメント体制強化加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合していることを、サービスの質を継続的に管理した場合	1,200 単位/月
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	従業者の研修及び会議等の基準を満たしさらに従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が 40/100 以上の場合	640 単位/月
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善を実施している場合	1 月につき + 所定単位 × 134/1000

※別に厚生労働大臣が定める状態②にある者とは次のとおりです。

- イ. 在宅悪性腫瘍等患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態、気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態
- ロ. 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅自己導入指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- ハ. 人工肛門または人工膀胱を設置している状態
- ニ. 真皮を超える褥瘡の状態
- ホ. 点滴注射を週 3 日以上行う必要があると認められる状態

◆緊急時訪問看護加算、特別管理加算、ターミナルケア加算、訪問看護体制強化加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目です。

◆月ごとの包括料金ですので、利用者の体調不良や状態の変化等により看護小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合、または看護小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも多かった場合であっても、日割りでの割引または増額は致しません。

ただし、月途中からの登録を終了した場合には、登録した期日に応じて日割りした料金を支払いいただきます。なお、この場合「登録日」及び「登録終了日」とは、以下の日

を指します。

「登録日」・・・利用者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、
 宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日

「登録終了日」・・・利用者と当事業所の利用契約を終了した日

◆利用者に提供する食事及び宿泊に係る費用は別途いただきます。

(下記(3)①及び②参照)

◆介護保険から給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて利用者の負担額を
 変更します。

(2) 利用料金が医療保険の給付の対象となるサービス

医療保険による訪問看護

イ. 基本料金

(被保険者証の種類によって、下記料金の自己負担額が1~3割と異なります)

訪問看護基本療養費 I (1日につき)	週3日まで 週4日以降	5,550円 6,550円
訪問看護基本療養費 II (1日につき) 同一建物住居者	週3日まで 週4日以降	4,300円 5,300円

+

訪問看護管理療養費	安全な提供体制が整備されており 訪問看護計画及び訪問看護報告書を 主治医に提供するとともに、訪問 看護の実施に関して計画的な管理を 継続して行った場合	月の初日の訪問 7,440円/日
		2日目以降 3,000円/日

ロ. 医療保険による加算料金

サービス内容等に応じて、加算されます。

(被保険者証の種別によって、下記料金の自己負担が1割~3割と異なります)

難病等複数回訪問加算	特別訪問看護指示書の交付を受け た利用者に対して、必要に応じて1 日に2回又は3回以上の訪問看護 を行った場合	1日2回の訪問 4,500円×訪問日数
		1日3回以上の訪問 8,000円×訪問日数
長時間訪問看護加算	1回の訪問看護の時間が2時間を 超えた場合	5,200円/週1回を限度
夜間早朝訪問看護加算	夜間(午後6時から午後10時) 又は早朝(午前6時から午前8時) の時間に訪問看護を行った場合	2,100円/日
深夜訪問看護加算	午後10時から午前6時(深夜) の時間に訪問看護を行った場合	4,200円/日

24 時間対応体制加算	電話等により看護に関する意見を求められた場合、常時対応できる体制にあり、さらに必要に応じて緊急訪問看護を行う体制にある場合	5,400 円/月
特別管理加算	特別な管理を必要とする者（①別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの）に対して、利用者に係る訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合	（別に厚生労働大臣が定める状態のあるもの）のイ （重症度の高い状態） 2,500 円/月
退院時共同指導加算	保健医療機関から退院するにあたって、療養所が必要な指導を行ったとき	6,000 円/回
ターミナルケア療養費	在宅で死亡した利用者に対して、主治医の指示により、その死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 回以上の訪問看護を実施し、かつターミナルケアに係る支援体制について利用者及びその家族等に対して説明したうえでターミナルケアを行った場合	20,000 円

(3) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の金額が利用者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

品名	価格	品名	価格
宿泊費	2,550	朝食	450
日常生活費	350	昼食	700
通院介助 介護度 1	1,225	夕食	650
通院介助 介護度 2	1,425	お弁当	500
通院介助 介護度 3	1,630	テーブル式オムツ	205
通院介助 介護度 4	1,835	リハビリパンツ	135
通院介助 介護度 5	2,040	尿取りパット大	155
洗濯 1 ネット	520	尿取りパット小	65

(円)

*行事での外食や出前は注文する際は料金が異なる事をご了承ください。

(4) 利用料金のお支払い方法

上記の (1) から (3) までの利用料（利用者負担分の金額）は、1 月ごとにまとめて請求させていただきます。

(5) 利用の中止、変更

- 看護小規模多機能型居宅介護は、看護小規模多機能型居宅介護計画に定められた内容を基本としつつ、利用者の日々の状態・希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービス、または宿泊サービスを組み合わせて介護及び看護を提供する。
- 利用予定日の前に、利用者の都合によって看護小規模多機能型居宅介護の利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には原則としてサービスの実施日の前日までに事業者申し出て下さい。
- サービスの利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

(6) 看護小規模多機能型居宅介護計画について

看護小規模多機能型居宅介護計画の作成にあたっては、利用者一人ひとりの人格を尊重し、その置かれている環境等を十分に踏まえて、援助の目標や具体的サービスを作成・記載します。

看護サービスについては、看護師等と綿密な連携を図り、利用者の希望・主治医の指示・看護目標及び具体的なサービス内容等を記載します。

事業者は、利用者に状況に合わせて適切にサービスを提供するため、利用者と協議の上で看護小規模多機能型居宅介護計画を定め、またその実施状況を評価します。計画の内容及び評価結果等は書面に記載して利用者に説明の上交付します。

(7) サービス提供の記録

提供したサービスについては、その都度「サービス提供記録」に記載、看護記録はICTを使用し記録します。この記録は5年間保存することとします。

8. 秘密保持と個人情報の保護について

事業所及び事業所の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及び家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

(2) 個人情報の使用・提供に関する注意事項について

- 事業所は、前項の規定にかかわらず、利用者及び家族の個人情報を如何に、必要最小限の範囲内で使用、提供又は収集します。居宅介護計画の立案や円滑なサービス提供のために実施されるサービス担当者会議での情報提供をします。
- 介護支援専門員とサービス事業所との連絡調整をします。
- 利用者の医療サービスの利用を希望している場合及び主治医の意見を求める必要がある場合。
- 利用者の様態の変化にともない、緊急連絡を必要とする場合。

9. 契約終了について

利用者は、以下の事由による契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い、事業所が提供するサービスを利用することができるものとします。

1. 要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判断された場合
2. 利用者の契約解除の申し出があった場合
3. 利用者及び家族の故意または重大な過失により、契約の継続が困難な場合
4. 事業者のやむを得ない事情による契約の継続が困難な場合
5. 利用者が死亡した場合

10. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する相談・苦情は、当事業所の下記の窓口で承ります。

事業所相談窓口	電話番号	04-2934-3000	
	面接場所	当事業所の相談室	吉田麻紀子

(2) サービス提供に関することは、下記の期間にも申し立てることができます。

苦情受付機関	埼玉県国民健康保険団体連合会	電話番号	048-824-2568
--------	----------------	------	--------------

11. 運営推進会議の設置

当事業所では、看護小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービス提供状況について定期的に報告するとともに、その内容についての評価・要望・助言をうけるため、下記のとおり運営推進会議を設置します。

《運営推進会議》

- 構成 : 利用者や利用者の家族、地域住民の代表者、地域包括センター職員、看護小規模多機能型居宅介護について知見を有するもの等
- 開催 : 隔月で開催
- 議事録 : 運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

12. 協力医療機関・バックアップ施設

当事業所では、利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下を協力医療機関・施設として連携体制を整備しています。

《協力医療機関・施設》

- 医療法人一晃会 小林病院
宮寺歯科医院

13. 非常火災時の対応

非常災害時には、別途定める災害・消防計画に沿って対応を行います。また、

防災訓練を適宜行います。

《消防用設備》

・自動火災報知機、スプリンクラー、消火器等消防法による設備を設置しています。

《地震、大水害発生時の対応》

・災害マニュアルに基づき緊急体制の確保及び対応を行います。

14. サービス利用にあたっての留意事項

- サービス利用にあたっては、介護保険被保険者証を提示ください。
- 事業所内の設備や機器は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- 事業所内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動の他、勧誘行為などの他の利用者に迷惑となる行為はご遠慮ください。

指定看護小規模型居宅介護の提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業所	所在地	埼玉県入間市大字二本木字下狭山 88 番地 5	
	事業所名	ホスピタリティハウス青い鳥	
	代表者職	代表者	大瀧 美幸
	説明者職	管理者	吉田麻紀子

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。また、この文書が契約書の別紙となることについても同意します。

利用者	住所
	氏名
署名代行者 (又は法定代理人)	
	住所
	本人との続柄
	氏名